

山梨地方最低賃金審議会

令和2年度 第2回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）

- 1 日 時：令和2年10月15日（木）午前9時30分～午前11時20分
- 2 場 所：山梨労働局 1階 大会議室
- 3 出席者：公益代表：石垣委員、伊藤委員、鷹野委員
労働者代表：大森委員、小林委員、三輪委員
使用者代表：一之瀬委員、佐藤委員
事務局：田村労働基準部長、太田良賃金室長、小林賃金指導官

4 議 事

- (1) 改正審議
- (2) その他

5 審議会内容

(賃金指導官)

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会、第2回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、使用者側、菊地委員から欠席の御連絡をいただいております。

また、佐藤委員につきましては、こちらに向かっているということですが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、鷹野部会長、以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

【 議事(1) 改正審議 】

(鷹野部会長)

それでは、早速、金額の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局で何かございますか。

(賃金室長)

それでは、2点、説明をさせていただきます。

まず、1点目は、金額審議を行う会場についてです。

例年、金額について御審議いただく際には、労側、使側の委員の皆様、それぞれ別の部屋に待機いただき、公益委員に各部屋を回っていただいて、各側の意見を聴取していただいております。

しかしながら、労側、使側の委員の皆様、それぞれに待機いただく部屋は手狭で、当該部屋にさらに公益委員の皆様及び事務局の職員が入りますと、「3密状態」となり、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から好ましくありません。

このため、本年度につきましては、地域別最低賃金の審議の際にも同様にしていたのですが、労側、使側の委員の皆様、この1階大会議室に足をお運びいただき、この部屋におきまして、公益委員の皆様と金額折衝を行っていただきたいと考えております。

当局におきまして、この会議室以外に、大きな部屋を確保することができず、御不便をおかけいたしますが、何卒、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、労側の委員の皆様、それぞれに待機いただく部屋は「3階の相談室」、使側の委員の皆様、それぞれに待機いただく部屋は「2階の相談室」を予定しております。待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

また、公益委員による各側個別の金額折衝を行っていただく際には、それぞれ待機いただいている部屋に事務局が呼びに参りますので、よろしくお願いいたします。

2点目は資料の説明です。

お手元に配布しております資料の1ページを御覧ください。

先般開催されました合同の専門部会の際にもお配りいたしました、全国の電気機械器具等製造業に係る特定最低賃金の改正状況をまとめた一覧表になります。

前回お配りした後に、更新させていただき、10月13日時点のものとなります。

前回からは、長野、香川、福岡、山口、熊本及び秋田の6つの県を新たに追加してございます。

審議の御参考にしていただきたいと思います。

説明は以上です。

(鷹野部会長)

ただいまの説明について、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【議 事 (1) 改正審議】

(鷹野部会長)

それでは、これより、具体的な金額審議に入ります。

本年度は、審議の効率化を図る観点から、労使双方から事前に、主張される金額をお知らせいただいているところですが、改めて、この場で金額を表明していただき、理由等もありましたら補強していただきたいと思います。

まず、労働者側からお願いします。

(小林委員)

金額については、6円です。

理由についてですが、2020年の春闘において、電機連合加盟組合として、初任給1,000円の引上げを図りました。

こちらを所定労働時間で割ると、6.4円ぐらいになるんですけども、そこを基本にまずは6円ということで提示させていただきました。

(鷹野部会長)

ありがとうございました。

次に使用者側、お願いします。

(一之瀬委員)

特定最賃検討委員会の際にもお話し、あるいは確認させていただいたのですが、経済状況を見ながらですね、一応最賃の審議には入るけれども、状況が変わらない場合は、0円もあり得るとお話しさせていただきました。

非常に感覚的ですけど、徐々に経済は上向いている感じがします。

ただ、例年に比べるとかなり売上高、受注高、あるいは収益、こういう状況は悪化していますし、特にこの特定最賃においては、非常に広い範囲でありまして、同じ電気関係でも特に自動車関係を中心に、まだまだ回復の目途が立っていない部分がありますので、0円を提示させていただきました。

以上です。

(鷹野部会長)

ただいま、労使双方から、金額を提示いただきました。

従来例に従いまして、これから、公益委員による各側との個別折衝に入り

ます。

その前に、今の御発言について、確認しておいた方がよいことがありましたら、詳細にわたらない範囲でお願いいたします。

(各側委員)

(質問等なし。)

(鷹野部会長)

まず、公益委員の打合せを行いたいと思いますので、大変恐縮ですが、各側の委員には、一旦別室で待機をお願いします。

しばらくお時間をいただきまして、事務局からお声掛けさせていただきます。それでは、ここで、いったん専門部会の審議を中断いたします。

(以下、金額審議を実施。)

概要は、以下のとおり。

1 公益委員打合せ

2 労働者側と折衝

(1) 労働者側の主張 1

最初に提示した6円が基本であるが、他県の状況を見て、周辺との格差を広げないという観点で、最低でも埼玉、千葉と同じ3円を主張したい。

(2) 公益委員見解

他県と比較して、格差是正が必要であることは理解している。

ただ、県内の地賃との格差の問題もあり、地賃を置いて行っていいのかという問題もある。地賃と同じプラス1円を基本に考えていく。

(3) 労働者側の主張 2

地賃は全産業が対象で、打撃を受けている観光業やホテル業に配慮した数字である。一方、特定は産業に特化したものである。

春闘の結果の1,000円を時間換算した6円が本来の要求額であるが、使用者側が主張する現在の経済状況を加味して3円としている。

使用者側の0円は到底受け入れられない。

3 使用者側と折衝

(1) 労働者側の主張を説明

(2) 使用者側の主張

山梨の地賃は、Bランクの中では下の方であるが、電気の特賃はBランクの中で上位3番目である。

山梨は、他県と比べて、電気の特賃と地賃との開きが大きい。

これは努力の結果でもあり、これまでの使用者側の努力も評価してもらい、今年も労働者側に我慢してもらいたい。

経済は、多少上向きになっているものの、中小零細は依然厳しい。

0円がだめであれば、地賃と同じ1円までは妥協するので、それで納得してもらいたい。

4 労働者側と折衝

(1) 使用者側の主張を説明

(2) 公益委員見解

労側3円、使側1円の主張を持ち帰り、公益が納得できる金額を検討いただきたい。

今年も、厳しい中で地賃も全会一致となっており、できれば特賃も全会一致で決着させたい。

(以上で金額審議を終了)

(鷹野部会長)

審議を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いしまして、金額も双方から出していただきました。

現時点で、労側3円、使側1円で、労使の主張にはまだ隔たりがあり、合意に至るところまで至っておりません。

双方、主張をお持ち帰りいただいて、検討いただき、次回、全会一致で答申ができるようお願いしたいと思います。

来週の10月19日、月曜日に第3回の審議を行いますが、その時点でも双方の主張が埋まらない場合には、それ以上の進展は期待できないと思いますので、公益案を提示して採決したいと思います。

ただ、双方に改めてお願いですが、地賃が全会一致で改定できたということもありますので、是非、全会一致となるように御努力いただきたいと思います。

それでは、議事の「その他」に入りますが、各側から何ごさいますか。

(一之瀬委員)

当審議を開催したという使側の気持ちを汲んでいただきまして、私どもの提示額を真摯に御検討いただければと思います。

是非、よろしく申し上げます。

(鷹野部会長)

それでは、事務局から申し上げます。

(賃金室長)

ただいま、部会長からお話ございましたが、次回、第3回の専門部会は、10月19日月曜日、午前9時30分から、ここ1階の大会議室で行います。

一旦、ここにお集まりいただいてから、それぞれの控え室に行ってくださいこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(鷹野部会長)

以上で、第2回目の専門部会を終了したいと思います。

なお、本日の議事録の署名ですが、大森委員と一之瀬委員にお願いします。長時間お疲れさまでした。

署 名 欄

公益委員

労働者委員

使用者委員
